

相続税納税マニュアル

1	法定納期限と納税方法	1
	(1)納税の期限－申告書の提出期限（相続発生から10ヶ月以内）	1
	(2)納税の方法	1
	(3)延納	1
	(4)物納	1
2	物納要件のクリアーの方法	3
	(1)物納順位によつた物納物件の選択	3
	(2)貸地、貸家の物納要件とその整備	3
	(イ)物納適格財産のための要件	3
	(ロ)物納要件をクリアーするための準備	4
3	平成29年度の改正の内容－平成29年度税制改正における物納制度の改正の要点－	5
	(1)改正の概要	5
	(2)物納に充てることのできる財産の種類とその順位	5
	(3)物納財産の範囲	5
	(イ)上場株式等の範囲	5
	(ロ)非上場株式等の範囲	6
4	納税猶予の選択	7
	(1)納税猶予の特例の種類	7
	(2)農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例	7
	(イ)制度の概要	7
	(ロ)適用要件	7
	(ハ)特例を受けるための手続き	9
	(ニ)猶予税額が免除される場合	10
	(ホ)納税猶予税額の納付をすることとなる場合	10
	(3)非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例	10
	(イ)制度の概要	10
	(ロ)適用要件	11
	(ハ)特例を受けるための手続き	12
	(ニ)猶予税額が免除される場合	12
	(ホ)納税猶予税額の納付をすることとなる場合	13

(4) 医療法人の持分についての相続税の納税猶予の特例	14
(イ) 制度の概要	14
(ロ) 適用要件	14
(ハ) 適用除外	14
(二) 特例を受けるための手続き	15
(ホ) 猶予税額が免除される場合	15
(ヘ) 納税猶予税額の納付をすることとなる場合	15
5 譲渡所得税の特例としての相続税の取得費加算の活用	17
(1) 制度の概要	17
(イ) 適用を受けることができる者	17
(ロ) 適用が受けられる財産	17
(ハ) 取得費に加算される金額	17
(二) 具体例	18
(2) その他この制度の活用例	19
6 その他	20
(1) 相続によって取得した株式の、会社による買取り制度(金庫株制度)	20
(イ) 制度の概要	20
(ロ) 「金庫株」として自社株式を売却した株主の課税関係	20
(ハ) 具体例	21
(2) 生命保険による納税資金の準備	22

1 法定納期限と納税方法

(1) 納税の期限－申告書の提出期限（相続発生から 10 ヶ月以内）

(2) 納税の方法

- ・ 現金納付が原則
- ・ 延納
- ・ 物納
- ・ 納税猶予

(3) 延納

(イ) 条件

- ・ 相続税額が 10 万円を超えていること。
- ・ 金銭納付を困難とする金額の範囲内であること。
- ・ 申告書を期限内に提出し、延納申請書も納期限内に提出していること。
- ・ 延納税額に相当する担保を提供すること。（延納税額が 100 万円以下で、かつ、延納期間が 3 年以下である場合は担保を提供する必要はありません。）

具体的には、延納税額＋第 1 回目の利子税の額×3 を目安とする。

- ・ 延納期間は原則として 5 年。課税価格計算の基礎となった財産の価額のうちに不動産等の占める割合に応じて 15 年（割合が 10 分の 5 以上）、20 年（割合が 4 分の 3 以上）以内の期間の年賦延納が認められる。

(4) 物納

(イ) 条件

- ・ 延納によっても金銭納付が困難な事由があり、かつ、その納付を困難とする金額を限度とする。
- ・ 申告書を期限内に提出し、物納申請書も納期限内に提出していること。
- ・ 物納適格財産であること。

(例) 物納不適格財産

(a) 共通事項

- ① 質権とその他の担保権の目的となっている財産
- ② 係争中の財産
- ③ 共有財産

④法令に譲渡に関して特別の定めのある財産

(b) 不動産（抜粋）

①売却できる見込のない不動産

②係争中の財産

③現状を維持するための土留、護岸等の築造又はその修理を要する土地

④がけ地等のうちで、通常の利用に供することのできない土地

⑤物納することにより無道路地となる土地

⑥賃貸料が近傍賃料に比べて著しく低い貸地・貸家

⑦境界の確定していない土地等

2 物納要件のクリアーの方法

(1) 物納順位によった物納物件の選択

平成 29 年度税制改正により物納財産の順位及び範囲が変更となり、改正後の物納順位は次のとおりとなっています。

- 第 1 順位…国債及び地方債、不動産及び船舶、上場株式等
- 第 2 順位…非上場株式等
- 第 3 順位…動産

(2) 貸地、貸家の物納要件とその整備

(イ) 物納適格財産のための要件

(a) 質権その他の担保権の目的となっていないこと

質権、抵当権、先取特権、留置権、仮登記担保、譲渡担保など担保権の目的となっていないことが必要です。

(b) 係争中の財産でないこと

係争中の財産とは、所有権の帰属、境界、賃借権の有無等について争われている財産のことです。なお、境界を具体的に確認することができる境界標等がなく、かつ、境界の確認について隣地地主の同意が得られない土地については、境界について争いのある財産として取り扱われます。

(c) 共有財産でないこと

共有財産の持分の一部がこれに当たります。

ただし、共有者の全員がその持分の全部を物納する場合には、その共有財産はこれには当たりません。

(d) 譲渡に関して法令に特別の定めのないこと

例えば次のような財産は不適格となります。

- ① 差押え、仮差押え、仮処分等の対象となっている財産
- ② 譲渡につき承認を要するもの
- ③ 譲受人が一定の範囲の者に限定されているもの

(e) 貸地、貸家で特に問題とされる要件

- ① 土地賃貸借契約書があること。
- ② 契約中に増改築等の承諾特約がないこと。

- ③地境承諾書があること（既に境が明確であれば承諾書不要の場合もある）。
- ④借地境承諾書があること（既に境が明確であれば承諾書不要の場合もある）。
- ⑤地代が周辺相場の70%以上であること。
- ⑥借地人等と法的係争がないこと。
- ⑦地代が供託されていないこと。
- ⑧借地上建物が違法建築物でないこと。
- ⑨今後数年以内の使用に耐えられないと認められる家屋でないこと。

(ロ)物納要件をクリアーするための準備

- (a) 1. (4) (イ)で述べた適格要件を充足することが必要です。
- (b) 貸地、貸家については、2 (2)の要件のうちいくつかは充足されていないケースが多く見受けられます。特に重要と考えられる準備は次のとおりです。
 - 1) 賃貸借契約書の整備
 - 2) 境界の確定
 - 3) 賃料の値上げ
- (c) なお、貸家については、これまでの例では管理処分に適さない財産として物納不適格財産とされるのがほとんどです。物納財産とするためには、明渡し等を行い更地化することが必要です。

3 平成 29 年度の改正の内容

－平成 29 年度税制改正における物納制度の改正の要点－

(1)改正の概要

物納順位が第 2 順位であった社債及び株式等の有価証券のうち、金融商品取引所に上場されているもの等が第 1 順位になり、物納の範囲も拡大され、物納できなかった有価証券でも金融商品取引所に上場されているもの等は第 1 順位で物納できるようになりました。

(2)物納に充てることのできる財産の種類とその順位

物納に充てることのできる財産の種類とその順位は、納付すべき相続税額の課税価格計算の基礎となった相続財産のうち、下記に掲げる財産の種類（相続財産により取得した財産を含み、相続時精算課税の適用を受ける贈与によって取得した財産を除く。）と順位になります。

- | | |
|---|---|
| { | 第 1 順位 [㊦] … 国債及び地方債、不動産及び船舶、上場株式等 |
| | 第 2 順位 [㊦] … 非上場株式等 |
| | 第 3 順位 … 動産 |

㊦物納劣後財産に該当するものは、同順位に他に物納に充てるべき適当な価額の財産があると認められるにもかかわらず、物納劣後財産が物納申請された場合には、この物納申請は却下されます。

(3)物納財産の範囲

(イ)上場株式等の範囲

(a)金融商品取引所に上場されている次の有価証券

- ・ 社債券（特別の法律により法人の発行する債券を含み、短期社債等に係る有価証券を除く。）
- ・ 株券（特別の法律により法人の発行する出資証券を含む。）
- ・ 証券投資信託の受益証券
- ・ 貸付信託の受益証券
- ・ 新株予約権証券
- ・ 投資信託の受益証券（証券投資信託を除く。）
- ・ 投資証券

- ・ 特定目的信託の受益証券
- ・ 受益証券発行信託の受益証券

(b) 金融商品取引所に上場されていない次の有価証券で、その規約又は約款に投資主又は受益者の請求により投資口の払戻し又は信託契約の一部解約をする旨及び当該払戻し又は当該一部解約の請求を行うことができる日が1月につき1日以上である旨が定められているもの

- ・ 投資法人の投資証券
- ・ 証券投資信託の受益証券

(c) 具体例

- ① 上場されているもの：社債、転換社債型新株予約権付社債、特殊法人債、特定社債券、株式、優先株式、新株予約権証券、ETF、REIT、JDR、ETN、日銀出資証券、優先出資証券、特定目的信託の受益証券
- ② 上場されていないもの：オープンエンド型の証券投資信託の受益証券、オープンエンド型の投資法人が発行する投資証券

(ロ) 非上場株式等の範囲

金融商品取引所に上場されていない次の有価証券

- ・ 社債券（特別の法律により法人の発行する債券を含み、短期社債等に係る有価証券を除く。）
- ・ 株券（特別の法律により法人の発行する出資証券を含む。）
- ・ 証券投資信託の受益証券（第1順位のものを除く。）
- ・ 貸付信託の受益証券

4 納税猶予の選択

(1) 納税猶予の特例の種類

- (イ) 農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例
- (ロ) 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例
- (ハ) 医療法人の持分についての相続税の納税猶予の特例

(2) 農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例

(イ) 制度の概要

農業を営んでいた被相続人又は特定貸付けを行っていた被相続人から相続人が農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付けを行う場合には、その取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継続又は特定貸付けを行っている場合に限り、その納税が猶予されます。なお、相続時精算課税に係る贈与によって取得した農地等については、この特例の適用を受けることはできません。

(ロ) 適用要件

(a) 被相続人の要件

次のいずれかに該当する人であること。

- ①死亡の日まで農業を営んでいた人
- ②農地等の生前一括贈与をした人
- ③死亡の日まで相続税の納税猶予の適用を受けていた農業相続人又は農地等の生前一括贈与の適用を受けていた受贈者で、障害、疾病などの事由により自己の農業の用に供することが困難な状態であるため賃借権等の設定による貸付けをし、税務署長に届出をした人
- ④死亡の日まで特定貸付けを行っていた人

(注) 特定貸付けとは、農業経営基盤強化促進法の規定による一定の貸付けをいいます。

(b) 農業相続人の要件

被相続人の相続人で、次のいずれかに該当する人であること。

- ①相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人

②農地等の生前一括贈与の特例の適用を受けた受贈者で、特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるためその推定相続人の1人に対し農地等について使用貸借による権利を設定して、農業経営を移譲し、税務署長に届出をした人

(注) 贈与者の死亡の日後も引き続いてその推定相続人が農業経営を行うものに限ります。

③農地等の生前一括贈与の特例の適用を受けた受贈者で、障害、疾病などの事由により自己の農業の用に供することが困難な状態であるため賃借権等の設定による貸付けをし、税務署長に届出をした人

(注) 贈与者の死亡後も引き続いて賃借権等の設定による貸付けを行うものに限ります。

④相続税の申告期限までに特定貸付けを行った人（農地等の生前一括贈与の特例の適用を受けた受贈者である場合には、相続税の申告期限において特定貸付けを行っている人）

(c) 特例農地等の要件

次のいずれかに該当するものであり、相続税の期限内申告書にこの特例の適用を受ける旨が記載されたものであること。

①被相続人が農業の用に供していた農地等で相続税の申告期限までに遺産分割されたもの

②被相続人が特定貸付けを行っていた農地又は採草放牧地で相続税の申告期限までに遺産分割されたもの

③被相続人が営農困難時貸付けを行っていた農地等で相続税の申告期限までに遺産分割されたもの

④被相続人から生前一括贈与により取得した農地等で被相続人の死亡の時まで贈与税の納税猶予又は納期限の延長の特例の適用を受けていたもの

⑤相続や遺贈によって財産を取得した人が相続開始の年に被相続人から生前一括贈与を受けていたもの

(注) 「農地等」とは、農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条第1項又は第33条第1項の規定による利用意向調査に係るもので、

同法第 36 条第 1 項各号 (次の (i) から (v) の場合をいいます。) に該当するとき (次の (i) から (v) の場合に該当することについて正当の事由があるときを除きます。) におけるその農地を除きます。) 及び採草放牧地 (特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。)、準農地をいいます。

(i) 農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地を耕作する意思がある旨の表明があった場合において、その表明があった日から起算して 6 か月を超過した日においても、その農地の農業上の利用の増進が図られていないとき

(ii) 農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地の所有権の移転又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う意思がある旨の表明 (農地法第 35 条第 1 項の農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明又は同法第 3 項の農地所有者代理事業を利用する意思がある旨の表明を含みます。) があった場合において、その表明があった日から起算して 6 か月を経過した日においても、これらの権利の設定又は移転が行われないとき

(iii) 農地の所有者等にその農地の農業上の利用を行う意思がないとき

(iv) 利用意向調査を行った日から起算して 6 か月を経過した日においても、農地の所有者等から農業委員会に対し、その農地の農業上の利用の意向についての意思の表明がないとき

(v) 上記 (i) から (iv) のほか、農業委員会が、農地について農業上の利用の増進が図られないことが確実であると認めたとき

(ハ) 特例を受けるための手続き

(a) 相続税の申告手続

相続税の申告書に所定の事項を記載し期限内に提出するとともに農地等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供することが必要です。また、申告書には相続税の納税猶予に関する適格者証明書や担保関係書類など一定の書類を添付することが必要です。

(b) 納税猶予期間中の継続届出

納税猶予期間中は相続税の申告期限から 3 年目ごとに、引き続いてこの特例の

適用を受ける旨及び特例農地等に係る農業経営に関する事項等を記載した届出書を提出することが必要です。

(二) 猶予税額が免除される場合

下記のいずれかに該当する場合には納税猶予税額の納付は免除されます。

①特例の適用を受けた農業相続人が死亡した場合

②特例の適用を受けた農業相続人が農地等の全部を農業の後継者に生前一括贈与した場合

※特定貸付けを行っていない相続人に限ります。

(ホ) 納税猶予税額の納付をすることとなる場合

次のいずれかに該当することとなった場合には、その農地等納税猶予税額の全部又は一部を納付しなければなりません。

(a) 特例農地等について、譲渡等があった場合

譲渡等には、譲渡、贈与若しくは転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利若しくは賃借権の設定若しくはこれらの権利の消滅又は耕作の放棄も含まれます。

(b) 特例農地等に係る農業経営を廃止した場合

(c) 継続届出書の提出がなかった場合

(d) 担保価値が減少したことなどにより、増担保又は担保の変更を求められた場合で、その求めに応じなかったとき

(e) 都市営農農地等について生産緑地法の規定による買取りの申出があった場合や都市計画の変更等により特例農地等が特定市街化区域農地等に該当することとなった場合

(f) 特例の適用を受けている準農地について、申告期限後 10 年を経過する日までに農業の用に供していない場合

(3) 非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例

(イ) 制度の概要

後継者である相続人等（「経営承継相続人等」といいます。）が、相続等により、被相続人から株式を取得し、その会社を経営していく場合には、その経営承継相続人等が納付すべき相続税のうち、その非上場株式等（一定の部分に限ります。）に係

る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。ただし、相続開始前から後継者がすでに保有していた議決権株式等を含めて、発行済議決権総数の3分の2に達するまでの部分に限られます。

(ロ)適用要件

(a)会社の主な要件

- ①円滑化法の認定を受けた中小企業者であること
- ②非上場会社であること
- ③常時使用する従業員が1人以上(一定の外国会社株式等を保有している場合には5人以上)であること
- ④資産保有型会社又は資産運用型会社で一定のものに該当しないこと
- ⑤この会社の株式等及び特別関係会社(注)のうちこの会社と密接な関係がある一定の会社の株式等が非上場株式等であること
- ⑥この会社及び特定特別関係会社が風俗営業会社ではないこと
- ⑦この会社の特定特別関係会社が中小企業者であること
- ⑧相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度(相続の開始の日が事業年度の末日である場合には、その事業年度及びその直前の事業年度)の総収入金額(営業外利益及び特別利益以外のものに限り、)が零ではないこと
- ⑨経営承継相続人等以外の者が会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式(拒否権付き株式)を有していないこと
- ⑩相続の開始前3年以内に一定の者から受けた現物出資等資産の割合が総資産の70%未満であること

(注)「特別関係会社」とは、この会社と租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項で定める特別の関係のある会社をいいます。

(b)先代経営者である被相続人の主な要件

- ①相続開始以前会社の代表権(制限が加えられた代表権を除きます。)を有していたことがあること
- ②相続の開始直前において、被相続人及び被相続人と特別の関係がある者(被相続人の親族など一定の者)で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、被相続人が保有する議決権数が経営承継相続人等を除いたこれらの者の中で

最も多くの議決権数を保有していたこと

(c) 経営承継相続人等の主な要件

- ①相続開始の直前に役員であったこと(被相続人が60歳未満で死亡した場合等を除きます。)
- ②相続開始の日の翌日から5か月を経過する日において会社の代表権(制限が加えられた代表権を除きます。)を有していること
- ③相続人及び相続人と特別の関係がある者(相続人の親族など一定の者)で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること
- ④相続税の申告期限まで特例の適用を受ける非上場株式等の全てを保有していること

(ハ) 特例を受けるための手続き

- (a) この特例を受ける旨を記載した相続税の申告書とその申告期限までに提出するとともに、その申告書に特例の適用を受ける非上場株式等の明細や納税猶予分の相続税額の計算書など一定の事項を記載した書類を添付する必要があります。
- (b) 上記(a)の申告書の提出期限までに非上場株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。なお、特例の適用を受ける非上場株式等の全てを担保として提供した場合には、非上場株式等納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

(二) 猶予税額が免除される場合

次に掲げる場合などに該当したときには、非上場株式等納税猶予税額の全部又は一部の納付が免除されます。

- (a) 経営承継相続人等が死亡した場合
- (b) 申告期限後5年以内に経営承継相続人等が、特例の適用を受けた非上場株式等を後継者へ贈与した場合(身体障害等のやむを得ない理由により、その経営承継相続人等が認定相続承継会社の代表者でなくなった場合に限り)において、その後継者が贈与税の非上場株式についての贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける場合
- (c) 申告期限後5年を経過した後に、特例の適用を受けた非上場株式等を一定の親

族に贈与し、その親族が「非上場株式等についての贈与税の納税猶予」の適用を受ける場合

(d) 申告期限後 5 年を経過した後に、次に掲げるいずれかに該当した場合

① 経営承継相続人等が特例の適用を受けた非上場株式等に係る会社の株式等の全部を譲渡又は贈与（以下「譲渡等」といいます。）した場合（その経営承継相続人等の同族関係者（経営承継相続人等の親族など一定の者）以外の一定の者に対して行う場合や民事再生法又は会社更生法の規定による許可を受けた計画に基づき株式等を消却するために行う場合に限り。）

② 特例の適用を受けた非上場株式等に係る会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合

③ 特例の適用を受けた非上場株式等に係る会社が合併により消滅した場合で一定の場合

④ 特例の適用を受けた非上場株式等に係る会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合で一定の場合

⑤ 民事再生計画の認可決定等があった場合で会社の資産評定が行われたとき

(ホ) 納税猶予税額の納付をすることとなる場合

次のいずれかに該当することとなった場合には、その非上場株式等納税猶予税額の全部又は一部を納付しなければなりません。

(a) 申告期限後 5 年以内に、経営承継相続人等が代表権を有しないこととなった場合

(b) 申告期限後 5 年間の平均で、相続開始時の雇用の 8 割を維持できなかった場合

(c) 申告期限後 5 年以内に、経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者（経営承継相続人等の親族など一定の者）が保有する議決権数の合計が、総議決権数の 50% 以下となった場合

(d) 申告期限後 5 年以内に、経営承継相続人等と特別の関係がある者のうちの 1 人が、経営承継相続人等を超える議決権数を有することとなった場合

(e) 経営承継相続人等が特例の適用を受けた非上場株式等の全部又は一部を譲渡等した場合

(f) 特例の対象となっている会社が解散をした場合又は解散をしたとみなされた場

合

(g) 特例の対象となっている会社が資産保有型会社又は資産運用型会社で一定のものに該当することとなった場合

(h) 特例の対象となっている会社の事業年度における総収入金額（営業外収益及び特別利益を除きます。）が零となった場合

(i) 上記の(a)から(h)のほか、会社の円滑な事業の運営に支障を及ぼすおそれがある一定の事由に該当することとなった場合

(4) 医療法人の持分についての相続税の納税猶予の特例

(イ) 制度の概要

相続人等が、医療法人の持分を被相続人から相続又は遺贈により取得した場合には、その医療法人が相続税の申告期限において認定医療法人であるときは、納付すべき相続税のうち、この特例の適用を受ける持分の価額に対応する相続税については、一定の要件を満たすことにより、認定移行計画に記載された移行期限まで、その納税が猶予されます。

(ロ) 適用要件

この特例の適用を受けるためには、次の要件などを満たす必要があります。

(a) 被相続人の要件

医療法人の持分を有していた人であること。

(b) 相続人等の要件

被相続人から相続又は遺贈により医療法人の持分を取得した人であること。

(c) 医療法人の持分の要件

相続税の申告期限において認定医療法人の持分（遺産分割されているものに限ります。）であって、相続税の期限内申告書にこの特例の適用を受ける旨を記載したものであること。

(ハ) 適用除外

次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には、この特例の適用を受けることはできません。

(a) 相続開始の時から相続税の申告期限までの間に、医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合

(b) 相続開始の時から相続税の申告期限までの間に、医療法人の持分を譲渡した場合

(c) 相続開始の時から相続税の申告期限までの間に、認定医療法人の持分の全部又は一部を放棄し、医療法人の持分についての相続税の税額控除の適用を受ける場合

(二) 特例を受けるための手続き

この特例の適用を受けるためには、相続税の申告書を期限内に提出するとともに医療法人持分納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保（この特例の適用を受ける認定医療法人の持分でなくても差し支えありません。）を提供する必要があります。

(注) 相続人等が、担保を提供する時において有している認定医療法人の持分の全てを担保として提供した場合には、医療法人持分納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

(ホ) 猶予税額が免除される場合

認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、次に掲げる場合に該当することとなったときには、次に掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる金額に相当する相続税額は、届出書を提出することにより、免除されます。

(a) 認定医療法人の持分の全てを放棄した場合

医療法人持分納税猶予税額

(b) 認定医療法人が基金拠出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき医療法人持分納税猶予税額から基金として拠出した額に対応する部分の金額を控除した残額

(ヘ) 納税猶予税額の納付をすることとなる場合

納税猶予を受けている相続税額は、次に掲げる場合に該当することとなったときは、その相続税額の全部又は一部を納付しなければなりません。

(a) 医療法人持分納税猶予税額の全部確定

① 相続税の申告期限から認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までの間に、認定医療法人の持分に基づき出資額に応じた払戻しを受けた場合

② 相続税の申告期限から認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限ま

での間に、認定医療法人の持分の譲渡をした場合

- ③認定医療法人の認定移行計画に記載された移行期限までに、新医療法人への移行をしなかった場合
- ④認定医療法人の認定移行計画について、厚生労働大臣の認定が取り消された場合
- ⑤認定医療法人が解散をした場合（合併により消滅をする場合を除きます。）
- ⑥認定医療法人が合併により消滅をした場合（合併により医療法人を設立する場合において相続人等が持分に代わる金銭その他の財産の交付を受けないときなど一定の場合を除きます。）

(b) 医療法人持分納税猶予税額の一部確定

認定医療法人が認定移行計画に記載された移行期限までに、基金拠出型医療法人への移行をする場合において、相続人等が認定医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金拠出型医療法人の基金として拠出したとき

5 譲渡所得税の特例としての相続税の取得費加算の活用

(1) 制度の概要

相続又は遺贈により取得した財産を、相続の開始があった日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間に譲渡した場合の譲渡所得の計算については、相続税のうち一定の金額を、その譲渡した資産の取得費に加算して、その資産の譲渡所得の金額の計算上控除することができます。

この制度を活用することにより、譲渡所得税が大幅に軽減されるため、売却金額の多くを相続税の納税に充てることができます。

(イ) 適用を受けることができる者

相続又は遺贈により財産を取得した個人で、確定している相続税額がある場合に適用があります。

(ロ) 適用が受けられる財産

相続税の課税価格に算入された財産で、相続開始の日の翌日から相続税の申告書の提出期限の翌日以後3年を経過する日までの間に譲渡されたものについて適用があります。従って、相続等により取得した財産以外の自己資産を売却してもこの特例は適用されません。

(ハ) 取得費に加算される金額

(a) 平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得した財産を譲渡した場合
全ての譲渡資産について適用

取得費に
加算される金額 = 確定相続税額 × $\frac{\text{譲渡した資産について分母の課税価格に算入された価額}}{\text{確定相続税額の計算の基礎となった相続税の課税価格}}$

(b)平成 26 年 12 月 31 日以前の相続又は遺贈により取得した財産を譲渡した場合

(i)譲渡した資産が土地等の場合

取得費に 加算され る金額	= 確定相続税額 ×	$\frac{\text{相続等により取得した土地等(相続開始前3年以内に被相続人から贈与された土地等で相続税の課税価格に加算されるものを含み、物納した土地等及び物納申請中の土地等を除きます。)} \text{について分母の課税価格に算入された価額の合計額}}{\text{確定相続税額の計算の基礎となった相続税の課税価格}}$	今回の譲渡 に係る土地 等以外の土 地等の譲渡 について取 得費に加算 された金額
---------------------	------------	--	---

(ii)譲渡した資産が土地等以外の場合

取得費に 加算され る金額	= 確定相続税額 ×	$\frac{\text{譲渡した資産について分母の課税価格に算入された価額}}{\text{確定相続税額の計算の基礎となった相続税の課税価格}}$
---------------------	------------	--

(二)具体例 (復興特別所得税については考慮しておりません。)

取得した相続財産

A 土地	5,000 万円
B 土地	4,000 万円
C 土地	3,000 万円
その他の財産	1,000 万円
計	1 億 3,000 万円
相続税	3,000 万円

○A 土地を 6,000 万円で譲渡した場合の譲渡所得税

(a)平成 27 年 1 月 1 日以後の相続又は遺贈により取得した財産を譲渡した場合

(注)

$$6,000 \text{ 万円} - \frac{(6,000 \text{ 万円} \times 5\% + 1,153 \text{ 万円})}{\text{取得費}} = 4,547 \text{ 万円}$$

$$4,547 \text{ 万円} \times 20\% = 909 \text{ 万円} \quad (\text{この特例を適用しなかった場合の譲渡所得税 } 1,140 \text{ 万円})$$

(注) 取得費加算額

$$3,000 \text{ 万円} \times \frac{5,000 \text{ 万円}}{1 \text{ 億}3,000 \text{ 万円}} = 1,153 \text{ 万円}$$

(b)平成 26 年 12 月 31 日以前の相続又は遺贈により取得した財産を譲渡した場合

(注)

$$6,000 \text{ 万円} - \frac{(6,000 \text{ 万円} \times 5\% + 2,769 \text{ 万円})}{\text{取得費}} = 2,931 \text{ 万円}$$

$$2,931 \text{ 万円} \times 20\% = 586 \text{ 万円} \quad (\text{この特例を適用しなかった場合の譲渡所得税 } 1,140 \text{ 万円})$$

(注) 取得費加算額

$$3,000 \text{ 万円} \times \frac{5,000 \text{ 万円} + 4,000 \text{ 万円} + 3,000 \text{ 万円}}{1 \text{ 億}3,000 \text{ 万円}} = 2,769 \text{ 万円}$$

(2)その他この制度の活用例

相続税の納税方法として延納による納税を選択している場合、毎年^の納税額は利子税も合わせると大変な額になると思われ^ます。また、利子税は相続税の納税のための費用であり、所得税等の必要経費にはなりません。そこで、相続財産のうち、たとえば土地を相続開始があつた日の翌日から、その相続に係る相続税の申告期限の翌日から3年を経過する日までに同族会社などに売却して、売却金額から取得費加算を適用した後の譲渡所得税を控除した後の手取額を相続税の繰上げ納税に充て^ます。

そうしますと、今まで延納にかか^つた高額な利子税は減少又はなくなり、毎年^の延納による納税が軽減又は納税から解放されることになり^ます。一方、同族会社は当該土地の購入を借入金で行い、事業の用に供すると、その借入利息は毎期の必要経費となり、法人税の節税にもなり^ます。

6 その他

(1) 相続によって取得した株式の会社による買取り制度（金庫株制度）

(イ) 制度の概要

金庫株制度において、①当該発行法人による買取りの目的②当該発行法人による買取りの数量③当該発行法人における買取った自社株式の保有期間についての制度が撤廃されました。但し、以下の2点については、下記の制限が残っています。

④手続：会社が自社株式を買受けるためには、一定の場合を除いて、定時株主総会の特別決議（相対取引の場合。なお、公開会社が市場から自社株式を買取の場合には普通決議となります。）その決議内容については、次期の定時株主総会終結の時までに買受ける株式の種類、株数、種得価額の総額等です。

⑤財源：自社株式の取得財源は、「配当可能利益」の範囲内となっております。「配当可能利益」とは、一定の場合（開業準備費、開発費及び試験研究費が計上されている場合）を除き、貸借対照表上純資産額から資本金、資本準備金及び利益準備金（その決算期に積立てることを要するものを含む）の合計額を控除したものとなります。また、法定準備金の積立限度に関する規制も緩和されたことにより、資本金の4分の1を超える法定準備金（資本準備金・利益準備金）を取崩し、自社株式の取得財源に加えることが可能です。

(ロ) 「金庫株」として自社株式を売却した株主の課税関係

「金庫株」として自社株式を売却した株主に対しては、その売却価額が当該株式に対応する資本金の金額（資本金＋資本積立金）を超える部分の金額について「みなし配当」として課税されることとなっています。あわせて、その対応する資本等の金額が当該株式の取得価額を超える場合には、その差額を譲渡益として譲渡所得税（税率20%）が課税され、また満たない場合においては、譲渡損として他の所得と通算（個人の場合には、有価証券の譲渡益とのみ通算可能）されます。売却した株主が個人の場合、「みなし配当」は配当所得に該当し、所得税等の総合課税として最高税率が48.6%（所得税45%－配当控除5%＋住民税10%－配当控除1.4%）となることから、所得金額が大きくなると第三者に譲渡し換金する場合と比べて課税上不利になります。また、売却した株主が会社である場合には、「みなし配当」について「受取配当等の益金不算入制度」を適用することにより課税所得が軽減され、

第三者に譲渡し換金する場合と比べて課税上有利となります。

但し、平成16年4月1日以降の相続等により取得した非上場株式について、相続又は遺贈による財産の取得をした個人でその相続又は遺贈につき相続税があるものが、その相続の開始があった日の翌日からその相続税の申告書の提出期限の翌日以降3年を経過する日までの間にその相続税額に係る課税価格の計算の基礎に算入された上場株式等以外の株式（以下「非上場株式」という。）を当該非上場株式の発行会社に譲渡した場合について、次の措置を講ずることになりました。

①当該非上場株式の譲渡の対価として当該発行会社から交付を受けた金銭の額が当該発行会社の資本等の金額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超えるときは、超える部分の金額については、みなし配当課税を行わない。

②上記①の適用を受ける金額について、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用する。

(ハ) 具体例（復興特別所得税については考慮しておりません。）

相続で取得した非上場株式を発行会社に10億円で譲渡

- ・株式の価額 1株=20,000円 (50,000株)
- ・株式の取得価額 1株=500円
- ・株式に対応する資本金等の額 1株=500円
- ・その者の相続税額 6億円
- ・その者の相続税の課税価格 12億円

①相続発生から3年以内に譲渡した場合

(注)

$$10 \text{ 億円} - 5 \text{ 億円} - (500 \text{ 株} \times 5 \text{ 万円}) = 4 \text{ 億 } 7500 \text{ 万円 (株式譲渡所得)}$$

(注) 取得費加算額

$$6 \text{ 億円} \times \frac{10 \text{ 億円}}{12 \text{ 億円}} = 5 \text{ 億円}$$

$$4 \text{ 億 } 7500 \text{ 万円} \times 20\% = 9,500 \text{ 万円 (所得税及び住民税)}$$

②相続発生から3年経過後に譲渡した場合

$$(2 \text{ 万円} - 500 \text{ 円}) \times 50,000 \text{ 株} = 9 \text{ 億 } 7500 \text{ 万円 (みなし配当所得)}$$

$$9 \text{ 億 } 7500 \text{ 万円} \times 48.6\% - 512 \text{ 万円} = 4 \text{ 億 } 6,873 \text{ 万円 (所得税及び住民税)}$$

(2) 生命保険による納税資金の準備

相続税の納税は金銭一時納付が原則となります。

相続財産のうち金融資産が多額にあれば、相続税の一時納付は可能でしょうが、そうでない場合は、延納や物納を選択することになります。しかし、物納制度は要件も厳しく、延納では毎年多額の分納税額の納付に苦しめられることとなります。

そこで、生前からの納税対策として最も効果があるのは、生命保険に加入することです。

当然、受け取った生命保険金については相続税（保険料負担者によっては所得税や贈与税）が課されますが、それでも相続税には非課税限度額が設けられており、効率よく納税資金を確保することができます。もちろん、誰もが容易に生命保険に加入できるわけではありません。高齢者や健康に不安がある人などは、生命保険に加入するのは困難と考えられます。ただし、最近では生命保険に加入できる最高年齢も高くなっていますので、生命保険会社等の扱っている商品をよく研究することが大切です。